エコモット株式会社　定款

＜最終改定版＞

2023年11月22日

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第1条　　当会社は、エコモット株式会社と称し、英文では Ecomott Inc.と表示する。

（目　的）

第2条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報機器の企画・開発・設計・試作・実験・解析・評価・製造・輸入・販売・レンタルに関わる業務
2. IT システムの構築及び運用並びにそれらの受託及びコンサルティング
3. IT システムに関わる要員の教育・派遣業務
4. 各種データ解析作業の受託及びコンサルティング
5. 各種融雪装置、暖房装置の設計・製造・販売・施工・メンテナンス等
6. 遠隔融雪装置類による融雪監視代行業務
7. 除雪代行業務
8. ベンチャー企業に対する投資及びその養成
9. 有価証券の取得および保有
10. 投資事業組合財産の管理および運用
11. 太陽光発電システムの販売、施工
12. 太陽光発電設備原材料の売買
13. 太陽光発電設備の保守
14. 発電及び電気の売買
15. 蓄電池の売買
16. 不動産の開発、売買、管理、賃貸及びその仲介業
17. 前各号の業務およびこれらに付帯または関連する一切の業務を営む会社ならびにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
18. 前記各号に附帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　　当会社は、本店を札幌市に置く。

（機関）

第4条　当会社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

1.　取締役会
2.　監査役
3.　監査役会
4.　会計監査人

（公告の方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、１４，６４０，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(ア) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(イ) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
(ウ) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2.　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3.　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株　主　総　会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎年 11 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2.　　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2.　　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2.　　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証

する書面を提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第18条　当会社の取締役は、８名以内とする。

（選任方法）

第19条　取締役は、株主総会において選任する。

2.　　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3.　　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2.　　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2.　　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2.　　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長になる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.　　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第24条　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項に異議を述べたときは、この限りでない。

（取締役会規程）

第25条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（報酬等）

第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2.　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第４２５条第１項で定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（員数）

第28条　当会社の監査役は３名以内とする。

（選任方法）

第29条　監査役は、株主総会において選任する。

3.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2.　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退

任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第35条　当会社は、会社法４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2.　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第４２５条第１項で定める最低責任限度額とする。

第６章　　会計監査人

（選任方法）

第36条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第37条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2.　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総

会において再任されたものとする。

（報酬）

第38条　会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第39条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第40条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月３１日とする。

2.　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第41条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第42条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　則

制定　2007 年 2 月 19 日
改定　2012 年 2 月 15 日
改定　2013 年 6 月 25 日
改定　2014 年 6 月 30 日
改定　2015 年 6 月 29 日
改定　2017 年 6 月 28 日
改定　2017 年 2 月 11 日
改定　2017 年 2 月 27 日
改定　2017 年 10 月 1 日
改定　2018 年 4 月 1 日
改訂　2019 年 6 月 27 日
改定　2022 年 11 月 25 日

改定　2023 年 11 月 22 日